

おもちゃ花火を安全に楽しむための11カ条

- ① 花火に書いてある遊び方をよく読み、必ず守りましょう。
- ② 花火を人や家に向けたり、燃えやすいものがある場所で遊んだりしないようにしましょう。また、衣服に火がつかないように注意しましょう。
- ③ 手持ちの筒花火は、手の位置に注意しましょう。
- ④ 風の強いときは、花火遊びはやめましょう。
- ⑤ 水を用意しましょう。
- ⑥ 大人と一緒に遊びましょう。
- ⑦ たくさん花火に、一度に火をつけず、1本ずつ遊ぶようにしましょう。
- ⑧ 正しい位置に正しい方法で点火しましょう。
- ⑨ 花火の筒先に、顔や手を絶対出してはいけません。点火するときは特に注意しましょう。
- ⑩ 花火をポケットに入れてはいけません。
- ⑪ 花火を分解して遊ぶのは危険です。絶対にやめましょう。

【問い合わせ先】
消防課 予防係
☎ 53・4179

燃えるごみの袋の色が変わります

市指定の「燃えるごみ用」ごみ袋の色が、これまでの白色からやや灰色がかつた色に変わります。中東情勢の影響によりリサイクル原料の使用比率を上げるための変更で、使い方や性能、金額に変わりはありません。白色のごみ袋の在庫がなくなり次第、順次切り替えま

【対象】
市内在住の児童を養育する保護者が、疾病や出産、看護、事故、災害などで、児童を一時的に家庭で養育できない場合など。

※詳細については、福祉事務所にお問い合わせください。
【利用期間】
原則7日間以内
【利用料金】
※一人あたりの日額
◆2歳未満児
・生活保護世帯 0円
・市民税非課税世帯 1100円
◆2歳以上児
・生活保護世帯 0円
・市民税非課税世帯 1000円
・その他の世帯 5350円
・その他の世帯 2750円
【問い合わせ・申込み先】
福祉事務所 社会福祉係
☎ 53・3117

国民年金

令和8年度の国民年金保険料は
月額 17,920円です

納付期限を守りましょう

保険料は、日本年金機構から送られる納付書で、金融機関や郵便局、コンビニで納めてください。そのほか、口座振替やクレジットカード、納付書記載のバーコードをスマートフォンで読み取る電子（キャッシュレス）決済での納付も可能です。国民年金保険料を未納のまま放置すると督促状が送付されます。督促状に指定された期限までに納付がない場合、延滞金が課されます。納付義務者（※）の財産が差し押さえられることもありますので、早めの納付をお願いします。

また、保険料を納め忘れていた状態で、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなる場合がありますので、ご注意ください。

※ 納付義務者とは、被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者および世帯主のことです。

保険料免除制度があります

経済的な理由などで保険料の納付が困難な場合には、**全額免除**または**一部を免除**することができる**保険料免除制度**があります。今年度の免除等の申請は、**7月1日から受付開始**で、市民保険課、香北・物部支所で受け付けています。**（免除対象期間：令和8年7月分～令和9年6月分）**

また、申請月の2年1カ月前の月分までさかのぼって免除申請をすることができます。経済的な理由で保険料を納付することが困難になっていたものの、申請を忘れていたために未納期間が残っているなど、該当する可能性のある方は、市民保険課または南国年金事務所までご相談ください。

【問い合わせ先】
南国年金事務所 ☎ 088-864-1111
市民保険課 保険係 ☎ 0887-53-3115

国保のお知らせ

【問い合わせ先】市民保険課 保険係 ☎ 0887・53・3115

国保税の納税通知書は、7月中旬に発送します。

国保税の詳細については、納税通知書に同封するお知らせ文書をご覧ください。国保税は、国保を支える財源です。加入者の皆さんには、ご負担をおかけすることになりますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

- 後期高齢者支援金分を全被保険者に、介護納付金分は40歳以上65歳未満の方に、子ども・子育て支援納付金分は18歳以上75歳未満の方に、国保税として負担していただいています。
- 所得により、均等割・平等割の7割、5割、2割を軽減する制度があります。
- 災害や生活困窮などで国保税の納付が困難な場合、申請により減免されることがあります。

税率等内訳

区分	国保税			
	医療分	後期高齢者支援金分	介護納付金分(40~64歳)	子ども・子育て支援納付金分(18~74歳)
所得割	※令和7年中の総所得金額等－基礎控除(43万円)			
	8.5%	3.0%	2.4%	0.26%
均等割(※1)	※加入者1人につき			
	26,400円	8,400円	9,000円	1,800円(※2)
平等割	※1世帯につき			
	20,000円	8,000円	7,000円	
上限額	※1世帯につき			
	67万円	26万円	17万円	3万円

(※1) 未就学児にかかる均等割額は、2分の1を減額します。
(※2) 均等割額 1,700円 + 18歳以上均等割額 100円を合算しています。なお、18歳未満の方については全額軽減されます。

非自発的失業者にかかる国保税の軽減について

会社の倒産や解雇、雇用期間満了など非自発的な理由で失業した65歳未満の方（雇用保険の特定受給資格者または特定理由離職者）の国保税は、失業した翌日からその翌年度末までの期間、申請により国保税が軽減されます。

【手続に必要なもの】
雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知

入院・外来診療時における医療費の限度額適用制度について

入院または外来診療を受ける場合、医療機関で電子的確認を受けるか、**限度額適用・標準負担額減額認定証**または**限度額適用認定証**を窓口で提示することで、医療機関ごとの医療費の支払いが、自己負担限度額までとなります（保険適用外分は除く）。自己負担限度額と食事代（標準負担額）は所得区分によって異なります。認定証の有効期限は毎年7月31日までとなり、毎年更新の手続が必要です（マイナ保険証を利用すると手続不要）。

令和8年度国民健康保険資格確認書が発送されます

- 令和8年8月から使用する新しい「国民健康保険資格確認書」を、7月下旬に世帯主宛に郵送します。
- マイナンバーカードの健康保険証利用登録をされている方には「資格情報のお知らせ」を郵送します。医療機関などは、マイナ保険証で受診してください。
- 現在お持ちの証は7月31日で有効期限が切れます。8月以降に、細かく破るなどして確実に処分してください。

産前産後の国保税免除制度について

出産する被保険者について、出産（予定）日が属する月の前月から4カ月間の国保税が免除されます。申請は、**出産予定日の6カ月前**より可能です。

※ 対象となる出産とは、妊娠85日以上分娩のことを言い、死産・流産・人工中絶・早産も含まれます。

他の健康保険に加入していませんか？

「就職して健康保険ができた」「家族の健康保険の扶養に入った」など、他の健康保険に加入しているのに国民健康保険の新しい資格確認書が届いた場合、国保脱退の届出が必要です。

国保の資格確認書、新しくできた資格確認書、届出者の本人確認ができるもの（運転免許証など）をお持ちのうえ、市民保険課保険係、または香北・物部支所市民生活係で手続をしてください。

※ 資格確認書には、資格情報のお知らせを含みます。